

「平常時の暴風時台風来襲時における学校の臨時休業について」

北部農林高等学校
定時制課程

※臨時休校への対応は、全日制とは異なるので注意してください

- 1 暴風警報が発令された場合、学校を臨時休業とする(生徒は自宅待機)。登校できるか否かはテレビのテロップ(字幕)、ラジオ、インターネット等で台風情報をしっかり確認すること。
- 2 暴風警報が正午までに解除された場合、学校は諸活動と給食を平常通りに実施するので、生徒は平常通りに登校すること。
- 3 暴風警報が正午を過ぎて午後3時以前に解除された場合、学校は2校時より実施する。(給食は用意できないので、各自で夕食を済ませて登校すること。)
- 4 暴風警報が午後3時を過ぎても解除されない場合、臨時休校とする。
- 5 学校の諸活動を平常通り実施している中で、暴風警報が発令された場合、または同日の下校が安全管理上危惧されると校長が判断した場合、学校は生徒を速やかに下校させ、臨時休校の処置を取る。

※路線バスの運行再開時刻は、運行路線によって異なる場合があるので、事後に確認する。